

平成22年赤潮被害対策保証料補助事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、平成22年6月以降に有明海及び八代海において発生した赤潮により被害を受けた漁業者等（以下「被害漁業者等」という。）が、融資機関から早期経営再開及び経営維持を図るために必要な資金の融資を受けるに当たり、熊本県漁業信用基金協会（以下「協会」という。）の債務保証を利用し、協会が当該債務保証において、被害漁業者等の保証料負担を軽減するために保証料率の引き下げを行う場合に、予算の範囲内において、協会に対して補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率等)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとし、補助の対象となる協会の債務保証は、平成22年赤潮被害対策緊急支援資金借入れに係る債務保証又は前述した資金以外の資金で平成22年赤潮被害対策債務保証損失補償実施要領（平成22年10月13日施行）に基づく損失補償の対象となる資金借入れに係る債務保証とする。

(補助の期間等)

第3条 県が協会に補助する期間は、協会が債務保証を引き受けた日から3年以内とし、3年分を一括前払いとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。
2 規則第3条第2項に規定により前項の申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。
（1）事業計画書（別記第2号様式）
（2）収支予算書（別記第3号様式）
（3）被保証人ごとの保証料計算明細書
（4）養殖共済に加入する旨の被保証人の確約書（別記第4号様式）
（5）その他知事が必要とする書類
3 第1項の申請書は、毎月提出するものとし、提出期限は、債務保証を引き受けた日の属する月の翌月とする。

(決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、平成22年赤潮被害対策保証料補助事業補助金交付決定通知書（別記第5号様式）によるものとする。

(実績報告)

第6条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第6号様式によるものとする。
2 前項の実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
（1）事業実績書（別記第2号様式を準用）
（2）収支精算書（別記第3号様式を準用）
（3）債務保証を引き受けたことを証する書類
（4）その他知事が必要とする書類

(補助金の額の確定等)

第7条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、平成22年赤潮被害対策保証料補助事業補助金交付額確定通知書(別記第7号様式)によるものとする。

(補助金の請求)

第8条 規則第16条第1項の補助金請求書は、別記第8号様式によるものとする。

(決定の取消し)

第9条 知事は、第2条の補助の対象となる債務保証を利用した者がこの要項に違反した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(証拠書類の保管期間)

第10条 規則第23条の証拠書類の保管期間は、10年とする。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成22年10月13日から施行する。

別表

利用する保証の種類	補助対象経費	補助率
漁業緊急保証対策事業実施要領（平成21年5月29日付け21水漁第616号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施される国の漁業緊急保証対策（以下「漁業緊急保証対策」という。）における漁業緊急保証	漁業緊急保証対策における保証料助成事業により引き下げられる保証料率0.8パーセントを、協会が漁業近代化資金の保証の際に適用する保証料率0.45パーセントに引き下げる場合の保証料の差額（引下げ率0.35パーセントにより算出した保証料の額）	10分の10以内
通常保証	一般資金の保証の際に適用する保証料率1.15パーセントを、協会が上記と同じ引下げ率により保証料を引き下げる場合の保証料の差額	10分の10以内

別記第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

補助事業者 印

平成22年赤潮被害対策保証料補助事業補助金交付申請書

平成 年度において、平成22年赤潮被害対策保証料補助事業を実施したいので、下記のとおり補助金を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第3条及び平成22年赤潮被害対策保証料補助事業補助金交付要項第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

平成22年赤潮被害漁業者の保証料の負担軽減を図る。

2 事業の内容

- (1) 漁業緊急保証の保証料率0.8パーセントを、漁業近代化資金の保証料率と同率の0.45パーセントに引き下げる。（引下げ率0.35パーセント）
- (2) 一般資金の保証料率1.15パーセントから、(1)と同じ引下げ率を引き下げる。

3 補助金交付申請額 金 円

添付書類

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支計算書（別記第3号様式）
- (3) 被保証人ごとの保証料計算明細書
- (4) 養殖共済に加入する旨の被保証人の確約書

別記第3号様式（第4条及び第6条関係）

収 支 予 算（又は精算）書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 本年度精算額	前年度予算額 前年度精算額	比較増減	備 考
県補助金				
計				

2 支出の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 本年度精算額	前年度予算額 前年度精算額	比較増減	備 考
保証料				

別記第4号様式（第4条関係）

確 約 書

私は、下記1の支援事業を利用するに当たり、来年度養殖予定の魚種について、下記2のとおり養殖共済に加入することを確約します。

なお、確約に違反した場合は、即時に下記1の支援事業の適用を取り消されても何ら異議はありません。

また、加入期間の終期まで、毎年共済契約書の写しを提出します。

記

1 利用する支援事業

平成22年赤潮被害対策保証料補助事業

2 養殖共済加入の内容

来年度養殖 予定の魚種					
契約割合					
加入期間					

※ 加入予定の内容を記載してください。

平成 年 月 日

熊本県知事 様

住 所
氏 名

印

(注)

- 1 「来年度養殖予定の魚種」について
養殖予定のすべての魚種を記入対象とする。

- 2 「契約割合」について
 - (1) 平成22年度に加入している契約割合以上とする。
ただし、平成22年度に加入している契約割合が、青物（ぶり、かんぱち、しまあじ、ひらまさ）については50パーセント未満、その他の魚種については30パーセント未満の場合は、それぞれ50パーセント以上、30パーセント以上とする。
 - (2) 平成22年度に未加入の者については、青物（ぶり、かんぱち、しまあじ、ひらまさ）については50パーセント以上、その他の魚種については30パーセント以上とする。

- 3 「加入期間」について
本事業を利用するすべての期間とする。

別記第5号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

補助事業者 様

熊本県知事

印

平成 年度平成22年赤潮被害対策保証料補助事業補助金交付決定通知書
平成 年 月 日付け 第 号で申請のありました平成 年度平成
22年赤潮被害対策保証料補助事業補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条の
規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により
通知します。

なお、借入者（被保証人）が知事に提出した確約書の内容を履行しなかった場合は、交
付決定を取り消すことがありますので、御留意願います。

記

交付決定額 金 円

別記第6号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

補助事業者 印

平成 年度平成22年赤潮被害対策保証料補助事業実績報告書
平成 年 月 日付け 第 号の交付決定通知書に基づき平成 年度
平成22年赤潮被害対策保証料補助事業を実施したので、熊本県補助金等交付規則第1.3
条及び平成 年度平成22年赤潮被害対策保証料補助事業補助金交付要項第8条の規
定により関係書類を添えてその実績を報告します。

添付書類

- (1) 事業実績書（別記第2号様式）
- (2) 収支精算書（別記第3号様式）
- (3) 債務保証を引き受けたことを証する書類

別記第7号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

補助事業者 様

熊本県知事 印

平成 年度平成22年赤潮被害対策保証料補助事業補助金交付額確定通知書
平成 年 月 日付け 第 号で交付決定しました平成 年度平成
22年赤潮被害対策保証料補助事業補助金については、熊本県補助金等交付規則第14条
の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

補助金確定額 金 円

別記第8号様式（第8条関係）

平成 年度平成22年赤潮被害対策保証料補助事業補助金交付請求書

平成 年 月 日付け 第 号で確定の通知があった平成 年度平成22年赤潮被害対策保証料補助事業補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条の規定により請求します。

記

請求金額 金 円

振込先口座 金融機関・本支店名
口座番号
(フリガナ)
口座名義人

年 月 日

補助事業者

印

熊本県知事

様